

# 高額療養費制度の改正について

---

業務部 業務グループ

平成 30 年 7 月 18 日

# 高額療養費制度の改正について

1. 平成30年8月からの70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額の変更について
2. 70歳以上75歳未満の方の限度額適用認定証について
3. 70歳以上75歳未満の方の外来療養にかかる年間の高額療養費について

# 1. 平成30年8月からの70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額の変更について

高額療養費とは、同一月(1日から月末まで)にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額(自己負担限度額)を超えた分が、あとで払い戻される制度です。

負担能力に応じた負担を求める観点から、平成30年8月より、70歳以上の加入者の自己負担限度額が引き上げられました。

- 自己負担限度額はこのように変わります

平成29年8月～平成30年7月

平成30年8月～

被保険者の所得区分	自己負担限度額	
	個人ごと(通院)	世帯ごと(入院を含む)
現役並み所得者(標準報酬月額28万円以上)	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <44,400円>
一般(標準報酬月額26万円以下)	14,000円(年間上限144,000円)	57,600円<44,400円>
低所得者Ⅱ(住民税非課税者等)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ(所得が一定基準以下)		15,000円

この区分が変更

被保険者の所得区分	自己負担限度額	
	個人ごと(通院)	世帯ごと(入院を含む)
標準報酬月額	【現役並みⅢ】83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% <140,100円>
	【現役並みⅡ】53万～79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% <93,000円>
	【現役並みⅠ】28万～50万	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <44,400円>
	【一般】26万円以下	18,000円(年間上限144,000円)
低所得者Ⅱ(住民税非課税者等)	8,000円	57,600円<44,400円>
低所得者Ⅰ(所得が一定基準以下)		24,600円
		15,000円

## 2. 70歳以上75歳未満の方の限度額適用認定証について

平成30年8月以降、70歳以上75歳未満の方のうち、現役並み所得者の所得区分が3つに細分化されることに伴い、被保険者の所得区分が、標準報酬月額28万円～50万円(現役並みⅠ)の方、または標準報酬月額53万円～79万円(現役並みⅡ)の方が、医療費が高額になるときは、「限度額適用認定証」の申請が必要となります。

※所得区分が上記以外の方は、対象外です。

70歳以上75歳未満の方で、限度額適用認定証をお持ちの方が、平成30年8月以降に医療機関を受診する場合は、健康保険証・高齢受給者証・限度額適用認定証の3点を医療機関窓口に提示します。

## 3. 70歳以上75歳未満の方の外来療養にかかる年間の高額療養費について

平成29年8月の高額療養費制度改正において、70歳以上75歳未満の加入者の方で、所得区分が一般または低所得の方については、1年間(前年8月～7月)の外来の自己負担額の合計額に、年間14万4千円の上限が設けられました。

基準日(毎年7月31日)時点の所得区分が一般または低所得に該当する場合は、計算期間(前年8月～7月)のうち、一般または低所得区分であった月の外来療養の自己負担額の合計が14万4千円を超えた額が「年間の高額療養費」として払い戻されます。

なお、年間の高額療養費は、個人ごとに外来療養の自己負担額が年間上限を超えた分が支給されます。被保険者と被扶養者の自己負担額は合算されません。